

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 2 5 年 6 月 7 日

議 会 事 務 局

陳情（継続）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
25年— 5 (25. 2. 5)	議 会	地方自治法100条14項から16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正について 市民オンブズ鳥取	【条例改正の状況】 平成24年9月の地方自治法改正に伴い、鳥取県政務調査費交付条例の改正が必要となった。 ＜内容＞・名称を「政務活動費」に改める。 ・使途基準を条例で定める。 ・使途の透明性の確保に努める。 法施行日（3月1日）までに条例改正が必要なことから、本県においては平成24年11月定例会において条例改正を行ったところ。 1「厳格な使途基準を定めること」について 条例に定める使途については、従来、規則で定めていたものと変更はない。 なお、従来のガイドラインについては、使途の明確化を更に図るための改正を行い、「政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針」として平成25年3月26日付けで定めたところ。 2「透明性を確保する方策を条例に明記すること」について 透明性を確保する方策については、従来「収支報告書」のみを閲覧対象としていたものを「証拠書類の写し」も閲覧対象に含めるよう条例改正を行った。 3「公開の場で条例案を完成させること、パブリックコメントを行うこと」について 条例は平成24年11月定例会で改正した。また、ガイドラインの改正については、公開の協議の場である「議会改革推進会議」において協議、検討を行い、定めたところ。